

日本の親族組織の一考察

——京都府綾部市黒谷の場合——

清水 由 文

これまでの親族組織研究にはつぎの2つの流れがある。第1は、同族組織を基礎構造とする村落構造の研究であり、第2は、親族組織を親族体系と捉え、その構成単位である家族体系と連関させて考察するアプローチである。そして、現在では、第2のアプローチが親族組織研究に定着化してきたといえることができる。¹⁾

本稿は第2のアプローチに沿った日本の親族組織の分析である。このアプローチは、これまでの研究史からつぎの3つの点を理論的前提としている。²⁾ 第1に、日本の伝統的親族組織が、2つの異なる親族タイプである同族組織と親類関係との共生にもとづくという理論的前提である。第2に、第1の前提から、2つの親族タイプの共生は、いずれか一方が機能的に優位性をもてば、他方が対応的に、その機能的規定性を縮小するという性格をもつ。その結果、親族組織は2つのタイプのいずれが機能的優位性をもつかにより決定されるという理論的前提である。第3に、同族組織と伝統的親類関係の構成単位が、双方ともに「家」³⁾であるという理論的前提である。

以上の前提から、同族組織と親類関係の機能的優位性に着目して日本の親族組織を動態的にとらえることが本稿の目的である。なお、このような目的から実証する調査村落は、京都府綾部市黒谷である。

I

日本の親族組織を動態的に分析するために、親族組織の類型を設定しておくことが有効であるとする認識から、あらかじめ日本の親族組織の類型と分析に必要な諸概念を検討しておく。

1) 日本の親族組織の類型

筆者は、日本の親族組織の類型を、光吉利之に

よる親族組織の類型化⁴⁾に若干の修正を加えて設定する。

同族組織と親類関係の機能的優位性はつぎの2つの指標にもとづいて決定される。第1の指標は親族組織の構成単位の性格であり、第2の指標は同族組織の機能的規定力の問題である。第1の指標から、家を構成単位とするタイプと親族核的結合⁵⁾を単位とするタイプの両極を設定する。第2の指標からつぎの両極タイプを設定する。一方の極は、家を構成単位とする父系出自集団の同族組織が支配的であり、それに加えて、「家」・同族組織によって規制される家的親類が優位であり、これらと比較して、親族核を単位とする個人的親類が優位でないタイプである。他方の極は、同族組織と家的親類が解体し、親族核を単位とする個人的親類が優位であるタイプである。機能的には、一方は、同族組織が家のもつ伝統の継承と維持を団体的目標として本分家間のヒエラルヒー的庇護・奉仕にもとづく相互扶助的機能を、さらに、家的親類が日常的な生活連関の機能を遂行するタイプである。他方は、個人的親類関係が親族核における日常的互助、情緒的安定の機能を遂行するタイプである。さらに、この両極タイプの中間タイプを設定しておきたい。それは、同族組織と家的親類が機能的に弱体化し、これに対応して個人的親類が優位になり、弱体化した家的親類と優位である個人的親類が日常生活の諸機能を相互に分化して遂行するタイプである。

このような日本の親族組織の類型を示したのが第1表である。しかし、ここで用いている家的親類と個人的親類の概念はつぎのとおりである。

2) 概 念

親族組織の組織化には自己中心的 (ego-focus) と祖先中心的 (ancestor-focus) との視座がある。⁶⁾ 自己中心的組織化は親類関係に、祖先中心

第 1 表 日本の親族組織の類型

親族組織	親族組織の単位	類 型 I	類 型 II	類 型 III
同族組織	家	同族が優位である	同族が弱体化する	同族が解体する
親類関係	家あるいは親族核	家的親類が優位である	家的親類が優位でなくなる	家的親類が解消する
		個人的親類が優位でない	個人的親類が優位になる	個人的親類が優位である

的組織化は同族組織に関係する。親類関係は親族核を構成単位として、コグネイト (cognate) と姻族 (affine) を含む連続的拡大のネットワークである。⁷⁾ 他方、同族組織は家を構成単位として、家の出自の相互認知、つまり系譜関係の相互認知に基づく本末の系譜につながる家連合の性格をもち、本家をヒエラルヒーの頂点とする権威的庇護・奉仕の関係から構成される父系リネジ (patrilineage) 的な性格をもっている。⁸⁾

このような同族組織と親類関係の概念に対して日本の伝統的親類関係を分析するためには、「家的親類」と「個人的親類 (personal kindred)」⁹⁾ の分析概念を導入しより分析的にアプローチしたい。この視点は親類関係に対する「家の規制力」の測定を可能にし、さらに、「家」とは日常生活においていかなる存在なのかを把握する方法を導くであろう。それゆえ、本稿になんらかのメリットがあるとすればこの視点においてである。

以上の視点から、筆者は、2つの親類概念を共時的方法と通時的方法から検討する。

第 2 表 家的親類と個人的親類の比較

	家的親類	個人的親類
①構成単位	家	親族核
②構成単位の形態	直系家族	核家族
③居住形態	父方居住制	新居制
④出 目	父系的	双系的
⑤血族と姻族の役割	血族重視	血族と姻族の均衡
⑥親類の範囲	かなり無限定	限定的
⑦親類の持続性	かなり持続的	持続的ではない
⑧親類の規範	規範的・義務的	選択的・情緒安定的

家的親類と個人的親類を共時的に比較対照したのが第2表である。まず、①構成単位についていえば、個人的親類は、親族核を単位とする個人の選択的志向にもとづく連続的拡大のネットワークであるのに対し、家的親類は個人的親類を内包しながら、家を単位とする家の規範的志向が優位で

ある親類である。②構成単位の形態は、個人的親類が核家族であるのに対し、家的親類は直系家族 (stem family) である。したがって、個人的親類はエゴ (ego) の結婚を契機に、定位家族 (family of orientation) から生殖家族 (family of procreation) へと移行する段階でエゴを中心とした親類が組織化される。他方、家的親類は、もちろん、このチャンネルを経験しながら、直系家族における家父長の権限移行によって家の代表者である家父長を中心とする親類が組織化される。③居住形態に関しては、個人的親類は新居制 (neoloc-al residence) であり、核家族の孤立化をとまって双系的性格が結果する。他方、家的親類は嫁取り婚による父方居住制 (patrilocal residence) であり、これが親類分布を父系的にさせる一要因となる。④出目 (descent) についていえば、個人的親類は双系的 (bilateral) であるので、自己方と配偶者方、父方と母方に双系的拡大を示す。これに対し、家的親類は構成単位である家の性格に規定され父系的 (patrinominal) であり、家の単系性にもとづく単系的親類の性格をもつ。¹⁰⁾ ⑤血族と姻族の役割について、個人的親類は双系的性格をもち、さらに個人的な感情的親近性にもとづく結合であるので血族と姻族は同等の役割をもつ。他方、家的親類の場合には、血族に家の規範にもとづく役割が付与されるが、姻族に対しては補完的 (complementary) 役割が与えられるにすぎない。この相違は、葬儀時の香典、結婚式の出席状況などに顕現してくる。⑥親類の範囲に関して、個人的親類の傍系的拡大は限定的になる。他方、家的親類は、もちろん、この個人的親類の範囲を含むが、他につぎの3つのタイプも含み、かなり無限定的である。すなわちa)新しい本分家関係と親類関係が重層するタイプ、b)古い本分家関係と親類関係が重層するタイプ、c)媒介親類により媒介された被媒介親類¹¹⁾ (これは直接と間接の

被媒介親類に区分する) という3つのタイプである。⑦親類の時間的性格に関して、個人的親類は定位家族から生殖家族にいたる過程でエゴを中心に組織化されるので、時間的持続性が限定的であるという性格をもつ。これに対し、家的親類はこの個人的親類の性格を内包しながら、個人的親類と比較すると時間的持続性を有する。とくに、婚出・養出先と婚入・養入先の家筋(家継承者)との関係は時間的持続性をもつ。このことは、婚姻が単に姻族関係を創出する契機であるのみではなく、婚姻関係が家と家の関係として類別されていることを意味する。この時間的性格は、黒谷では、民俗カテゴリー(folk category)である「コイシン」、「2升カブ」、「1升カブ」¹²⁾によって測定が可能となる。⑧親類の規範について、個人的親類はその構成単位である親族核の性格を反映して、感情の親近性にもとづいた個人選択的・情緒安定的な基準をもつ。他方、家的親類は家のもつ規範性により規範的・義務的に規定され、関係の重要度に応じて親類に制度的序列が設定される。黒谷では、コイシン、2升カブ、1升カブが親類に対する規範を表象しているといえる。

以上の2つの親類に関する比較対照からみれば、個人的親類は任意的双系親族体系(optionally bilateral kinship system)¹³⁾、家的親類は規定的双系親族体系(prescriptive bilateral kinship system)¹⁴⁾であるといえよう。

このような個人的親類と家的親類の共時的方法による概念規定に対して、パーソナル・キンドレッドが本来もつ性格、すなわち親族体系における周期性に着目し、この2つの親類概念を発達の周期(developmental cycle)から分析すればより動的にとらえる。¹⁵⁾このような視点から、通時的に、日本の伝統的親類関係を構成単位の発達の周期との関連で考察する。

一般的に親族体系と家族周期¹⁶⁾とを関連させて考察すれば、親族体系の下位体系である家族が、家族の発達の周期に対応して家族成員の役割の再配分、排除、交替を行うのに応じて、親族体系では、親族成員の役割再配分、親族成員の排除・交替が行われる。

親類関係に即していえば、個人的親類は自己志向的組織化の準拠点をもつので、親族核の発達の

周期に応じてエゴの生殖家族を中心に組織化される。その場合、それは親族核の構造と機能に対応しながら親族的役割が親族成員に配分されることにより形成される。しかし、本来親類関係は、親族成員による相互の役割期待に基礎づけられた関係であり、さらに、発達の周期と関係させれば、個人的親類はエゴと親族成員との2つの親族核の発達の周期による相互規定性をその構造にもつ。したがって、エゴの親族核の発達の周期に対応して、親族成員との相互の役割が確認され、それにもとづいて現実の親類関係が成立する。そして、現実の個人的親類の範囲は、これを基本的構造としてその範囲が設定される。このような個人的親類に対して、家的親類は構成単位が家であり、家の役割再配分と連関する。その役割再配分は、第1に、同族組織との連関では、同族の成員資格の継承を意味し、第2に、家的親類との連関では、伝統的家族である家の維持・存続に必要なとみなされる親族成員に対する役割の再配分を意味している。もちろん、家的親類は、上述の個人的親類の構造を内在化させており、家的親類の役割は、親族核が定位家族から生殖家族へ焦点を移行する契機と家の世帯主権限¹⁷⁾が移行する契機にもとづいて再配分される。すなわち、家の発達の周期段階に応じて親族的役割が再配分され、また親族成員の排除と加入が行われる。そこで、筆者は家の発達の周期を、結婚と世帯主権限の移行を基準に設定する。(第14表参照)

以上の親族組織の類型化と家的親類と個人的親類の時空間的概念から丹波の一村落を実証することがつぎの作業となる。なお、調査村落は黒谷であり、調査は1972年4月29日—5月3日まで実施され、その他に、1972年10月と1974年4月に補充調査を行った。黒谷は綾部市制(昭和25年)以前には、京都府何鹿郡東八田村に属していたが、現在では、綾部市北端に位置し、舞鶴へいたる国道27号線沿いにある57戸からなる紙漉村落である。和紙製造には高度な手漉の技術的訓練が必要であり、その必要条件を充足するために高い村内婚率を招来する結果となる。そこで、まず通婚現象を分析しておきたい。

第3表 通 婚 の 地 域 分 布

	黒 谷	東 八 田	黒 谷 隣 接 地 区	綾 部 市 内	綾 部 市 隣 接 地 区	京 都 府 下	近 畿 地 区	そ の 他 の 府 県	そ の 他	計
天保2—嘉永2	12									12
嘉永3—慶応3	16	1								17
明治1—5	6									6
明治6—10	14	1	1							16
明治11—15	18	1								19
明治16—20	5	1		1						7
明治21—25	8	3		1	2					14
明治26—30	8					2				10
明治31—35	15	1		5						21
明治36—40	13		1	3						17
明治41—44	14	3		1	4		2	2		26
大正1—5	21	2		5	4		2			34
大正6—10	13	1		4	5	2	2	1		28
大正11—14	13	1	1		2		3			20
昭和1—5	8	1	1	1	3	1	1	2		18
昭和6—10	13	3		1	3	1	2	2		25
昭和11—15	13	1		3	3	3	1	1		25
昭和16—20	11	1	1	1	5	3	1	2		25
昭和21—25	19	3	1	3	2	1	1	4	1	35
昭和26—30	8	1		2	2	1	1	2	2	18
昭和31—35	4		1	3	10		3	1		22
昭和36—40	2	1		5	5	5	2	2		22
昭和41—45	1	2		2	6	7	3	2		23
昭和46—					4		1	3		8
計	255	27	7	41	60	26	25	24	3	468
%	54.5	5.8	1.5	8.8	12.8	5.6	5.3	5.1	0.6	100.0

(注) 地域区分における黒谷隣接地区は、志賀郷、西八田、山家、口上林、中上林を含み、綾部市隣接地区は舞鶴市、福知山市、三和町、大江町、夜久野町を含む。

Ⅱ

1) 通婚現象

親族組織および、その構成単位である家と関係する通婚現象を親族組織の状況と把握しておく。

まず、天保2年から昭和47年までの通婚を地域別にみれば(第3表)、村内婚が54.5%をしめ、綾部市隣接地区が12.8%、綾部市内が88%、東八田地区が5.8%、京都府下が5.6%であり、全体の80%が綾部市周辺地域におさまり、通婚圏がほぼこの範囲に限定されていることを示す。つぎに、地域性と年代とを相関させれば、全地域的拡散の傾向が顕著になるのは明治40年以後である。この変化は、日露戦争、鉄道開通(明治37年に福知山—舞鶴間、明治43年に京都—綾部間が開通)など

によるものであろうか。しかし、村内婚が急激に減少するのは、昭和30年以後であり、近年まで、村内婚が村落の内部で優位的傾向を示していたといえる。

この全体的状況を現世帯主に限定して分析すればつぎのようになる。まず、現世帯主の結婚時期は昭和6—35年の30年間に分布し、昭和21—25年が14人で一番多く、これを中心としてその前後に分布する。現世帯の場合には(第4表)村内婚が77.9%をしめ、そのうち84.9%が嫁取り婚であり、15.1%が養子縁組の形態をとる。これは、親類関係を村内に集中させる結果となる。つぎに、村内婚の意味を明確に示す指標として、結婚時の家業を示したのが第5表であり、現在(昭和47年)の生業別戸数を示したのが第6表である。第5表で、両家の家業が紙漉の場合が46%、男性の

第4表 現世帯主の通婚の地域分布

	黒 谷		東 八 田	黒谷隣接 地 区	綾部市内	綾 部 市 隣接地区	京都府下	近畿地区	計
	嫁 取	養 入	嫁 取	嫁 取	嫁 取	嫁 取	嫁 取	嫁 取	
昭和 1—5	1								1
昭和 6—10	6								6
昭和 11—15	6	1					1	1	9
昭和 16—20	8	1	1					1	11
昭和 21—25	8	5			1				14
昭和 26—30	6		1			1			8
昭和 31—35	3				1	3			7
昭和 36—40	1			1				1	3
計	39	7	2	1	2	4	1	3	59
%	66.1	11.8	3.4	1.7	3.4	6.8	1.7	5.1	100.0

(注) 地域区分は第3表と同じである。

第5表 現世帯の結婚時の家業

女	男	紙専業	農業 と紙	農業 専業	その他	村 外 他 出 家	計
紙 専 業	12	3	2				17
農 業 と 紙	6	7	2	1		1	17
農 業 専 業	2		1				3
そ の 他	4			1			5
村外他出家	3			1			6
村外婚入者	4	4		3		1	12
計	31	16	5	6		2	60

第6表 生業別戸数

		戸 数	%
製 紙 専 業		7	12.3
製 紙 兼 業	製紙が主である	12	21.1
	製紙が半分である	4	7.0
	製紙が従である	11	19.3
	小 計	27	47.4
製 紙 労 働	紙加工・内職が主	3	5.3
	紙加工・内職が従	7	12.3
	他の雇用労働に従事	10	17.5
	小 計	20	35.1
不 明		3	5.2
計		57	100

(昭和47年現在)

家が紙漉の場合78%，女性の家が紙漉の場合57%を示す。つぎに，第6表で，製紙業に従事する戸数をみれば，専業が12.3%，兼業が47.3%，製紙労働に携わるものが17.6%であり，全体の80%が

製紙業と関係をもっている。これらの事実から，黒谷の村内婚は家業内婚であることがほぼ明らかであろう。

つぎに，親類関係に影響を及ぼすと予想される株内婚をみよう。〔株に関してはⅡ—2)を参照〕現世帯主の場合には，大株内婚が13件であり，婚姻数の20%をしめる。その内訳は，I株が8件，H株が4件，F株が1件である。黒谷全体について

第7表 黒谷全体の株内婚

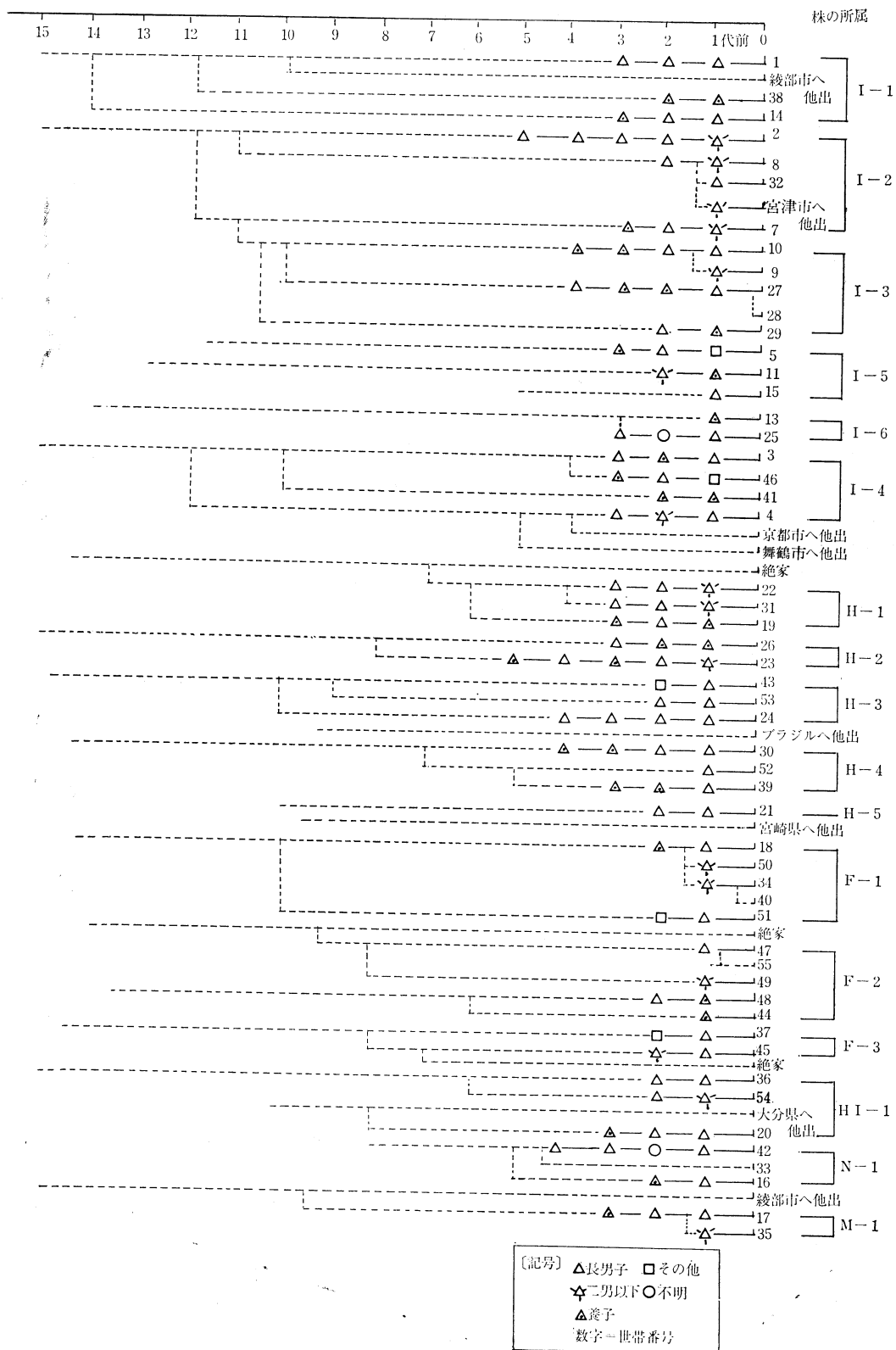
		婚 姻 数	株 内 婚	%
I	株	161	46	28.6
H	株	123	38	30.9
F	株	94	6	6.4
M	株	44	1	2.2
H I	株	65	0	0
N	株	26	0	0
計		513	91	17.7

(戸籍による)

てみると(第7表)，I株が28.6%，H株が30.9%，F株が6.4%であり，現世帯主の場合には減少しているが，大株内婚が20%を示すことは注目される。さらに，小株内婚が，I—2株，I—5株，H—4株，F—2株にそれぞれ1件，H—2株に2件の6件がみられ，それは，大株内婚の半数をしめる。このような小株内婚は，株と親類関係を重層させることによって，株を安定化させる契機になることが推測される。

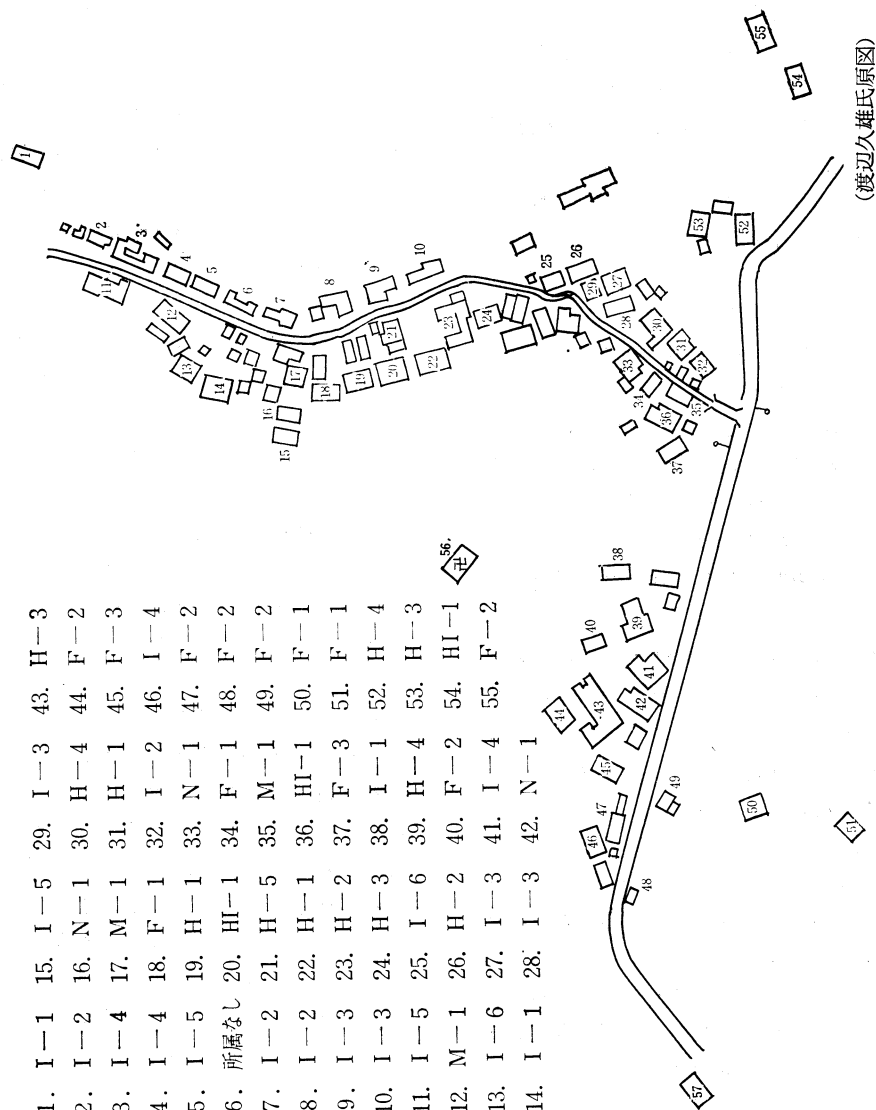
以上のことから，黒谷の通婚現象は，まず，村内婚が紙漉による家業内婚であること，つぎに，

第1図 黒谷在住戸家系発展図表(昭和47年現在)



第2図 株の分布

- | | | | |
|---------|----------|----------|----------|
| 1. I-1 | 15. I-5 | 29. I-3 | 43. H-3 |
| 2. I-2 | 16. N-1 | 30. H-4 | 44. F-2 |
| 3. I-4 | 17. M-1 | 31. H-1 | 45. F-3 |
| 4. I-4 | 18. F-1 | 32. I-2 | 46. I-4 |
| 5. I-5 | 19. H-1 | 33. N-1 | 47. F-2 |
| 6. 所属なし | 20. HI-1 | 34. F-1 | 48. F-2 |
| 7. I-2 | 21. H-5 | 35. M-1 | 49. F-2 |
| 8. I-2 | 22. H-1 | 36. HI-1 | 50. F-1 |
| 9. I-3 | 23. H-2 | 37. F-3 | 51. F-1 |
| 10. I-3 | 24. H-3 | 38. I-1 | 52. H-4 |
| 11. I-5 | 25. I-6 | 39. H-4 | 53. H-3 |
| 12. M-1 | 26. H-2 | 40. F-2 | 54. HI-1 |
| 13. I-6 | 27. I-3 | 41. I-4 | 55. F-2 |
| 14. I-1 | 28. I-3 | 42. N-1 | |



株内婚が株の安定化の契機であるという2つの意味内容が明らかとなった。このような通婚現象を状況として顕現する親族組織をつぎに分析したい。

2) 株

①株の構成(第1図参照)¹⁸⁾

黒谷では、株はI株、H株、F株、HI株、M株、N株の6つの異性によって構成されている。株の形態には、大株と小株がある。¹⁹⁾ 大株は系譜関係が相互に確認されなくとも、同姓である家連合からなり、その下位単位として小株がある。小株は系譜関係が相互に認知されている家から構成される。これらの大株と小株の組合せと株講(Ⅱ-2-②参照)の実施状況という2つを指標とすれば、黒谷の株はつぎの3つに類型化できる。第1類型は、大株と小株の両方が株講を実施している場合、第2類型は、大株では現在行われず、小株だけが株講を実施している場合、第3類型は、大株がなく、小株の株講が実施されている場合である。そうすれば、第1類型はH株、第2類型はI株、第3類型はF株、HI株、M株、N株が該当する。

つぎに各株の構成について簡単にふれておこう。H株は「株講当番帳」によれば、明治23年に19戸であり、大正12年においても変わらないが、現在は12戸である。H大株には5つの小株があり、3戸から構成されるのが3株、2戸が1株、1戸が1株である。I株は、大正12年の「若宮荒神改築入費有志明細帳」によれば、昭和19年までI-4株を排除した19戸が大株講を実施しており、それ以後食料難で中止されている。I-4株は、本来他姓を名乗っていたといわれることからみて、I大株が同一の系譜をもつ家のみに祭祀参与の権利・義務をまとめ、他株を排除したことを示すものといえる。現在、I姓には6つの小株があり、I-2とI-3、I-5とI-6は合併小株講を行っている。F姓には3つの小株があり、HI株、M株、N株はそれぞれ1つの株から構成されている。これらの6つの株の地理的分布を示したのが第2図である。それによればI姓とH姓の大株に地理的集中性がみられ居住の近接的性格があげられる。小株では、比較的新しい直接の本分家関係に居住の近接性がみられる。

つぎに各株構成戸相互の系譜認知の現況を検討しよう。まず、H株では、本分家の系譜関係がそれぞれ認知されている。H-1株は堀江福松(絶家)を本家として、世帯番号22, 19, 31が分家である。H-2株は、26を本家として23が分家である。H-3株は、43を本家としてその分家53, 24からなる。H-4株は、52を本家として30, 29が分家である。H-5株は本分家関係が不明であり、構成戸である2戸が綾部と宮崎へ他出し、現在1戸である。なお、21と52と19は世帯主がそれぞれ兄弟であり、52と19は養子である。また、26と43は兄弟であり、43は婿養子である。これは小株と親類関係とが重畳する形態である。上述のように、H姓の小株はH-5株をのぞけばそれぞれの本末の系譜が確認され、この系譜関係に基づきH-1株、H-3株、H-4株においては、後述するように本家が分家の「ヨコザもち」をしており、儀礼における本家の主宰性を残存せしめている。I株では、I-5株とI-6株以外はすべて本分家関係が認知され、I-1とI-2株では「ヨコザもち」に本家の主宰性がみられる。同様に、他の姓の小株もそれぞれ本分家関係が相互認知されており、そのうちF-1, F-2, N株が「ヨコザもち」に本家の主宰性をもつ。この「ヨコザもち」は、小株内部で家を単位として超世代的、相互規定的に家に帰属する役割である。その組合せは、本家筋が分家の「ヨコザ」の役割を遂行し、本家に対しては、第1分家がその役割をもつ。それゆえ、原理的に、本分家関係を基盤にして超世代的に家に帰属する役割であると理解してよい。そこでは、家の権威的支配が「ヨコザもち」の役割として残存しているといえよう。また、本家が絶家、他出あるいは、確定しえない場合には、「ヨコザ」は小株内で相互に決定されている。これらの「ヨコザもち」の組合せを示したのが第8表である。このヨコザ成ちは小株の機能を表象する役割であり、その具体的な機能については、株の機能でふれたい。

②株の行事

これまでみてきた構成をもつ株が、いかなる行事を実施しているのか簡単にみておこう。H大株の場合、株講は4月と10月の年2回あり講日は未定であるが、最近は日曜日が多く、昭和47年は10

第8表 「ヨコザもち」の組合せ

株		株	
I - 1	1 $\begin{array}{l} \longrightarrow 38 \\ \searrow 14 \end{array}$	H - 3	43 $\begin{array}{l} \longrightarrow 53 \\ \searrow 24 \end{array}$
I - 2	8 $\begin{array}{l} \longrightarrow 2 \\ \downarrow 32 \end{array}$	H - 4	30 $\longrightarrow$ 52
I - 3	10 $\begin{array}{l} \longrightarrow 27 \\ \downarrow 29 \end{array}$	F - 1	18 $\begin{array}{l} \longrightarrow 51 \\ \searrow 34 \\ \searrow 40 \end{array}$
I - 4	3 $\longrightarrow$ 46 他出 $\searrow$ 41	F - 2	絶家 $\longrightarrow$ 47 48 $\longrightarrow$ 55 44 $\searrow$ 49
I - 5	5 $\longrightarrow$ 15	F - 3	45 $\longleftarrow$ 他出
I - 6	13 $\longrightarrow$ 25	H I - 1	36 $\longrightarrow$ 54 20 $\longleftarrow$ 他出
H - 1	22 $\begin{array}{l} \longrightarrow 31 \\ \searrow 19 \end{array}$	N - 1	42 $\longrightarrow$ 16 $\longrightarrow$ 33
H - 2	23 $\longrightarrow$ 26	M - 1	他出 $\longrightarrow$ 35 17 $\longrightarrow$ 12

(注) → 「ヨコザもち」をする方向

月23日であった。昭和40年より春は女性のみ、秋は男性のみの講に分化している。祭神は株荒神であり、当日の午前中に株荒神の祠を掃除し全員で参り、オミキと洗米を供える。その後、当番の宿において「H株荒神」と書かれた掛軸を拝み、そして共同飲食をする。費用に関して、現在は、オミキ料は酒1合であり、それを換算して1戸当100円と米2合を各戸で負担するが、その他の費用は当番が負担する。当番は輪番制であり4名であったが、昭和40年に3名に改正されている。他方、小株の株講は、H-3株とH-4株で春または秋に1回行われる。H-3株の祭神は大株の株荒神である。当番は1人の輪番制であり、費用は当番負担となる。H-4株は、大株と別の株荒神を祭り、当日全員で参り、オミキと洗米を供え、その後当番宅で共同飲食する。現在は、成員を世帯主に限定することなくインフォーマルな雰囲気で行われている。他の小株講も同じ方法で実施されているが、I-1株の当番選出は本家→1次分家→2次分家→3次分家の順序であり、本家の主宰性を残存せしめている。

③株の機能

上述のように、株は同一の系譜をもつ家にのみ祭祀参与の権利・義務をみとめるという意味で、父系出自集団の性格をもっている。それでは、株は日常生活の連関においていかなる機能を遂行しているかみておこう。

明治33年のH大株の株講当番帳には、契約書として、「右之H株拾九名之者何某方ニ死亡有之節ハ親戚等ニ係セサル者ハ米一升之香資スベキ事」の記載がみられる。また、これと同じ内容の取りきめは、明治29年のI株定約書の「左之拾九戸之内ニテ株内ト相成上者萬一何方ニテモ死去若シハ長男出生之節御附合可申事相方熟議之上是ニ記載ス」との定約にもみられる。これは葬儀時の相互の付合を示すものである。しかし、この規約がもつ現実の規定性は第2次世界大戦を境にかなり変化している。この変化を示す資料として、第

第9表 26家への大株出席者の推移

	昭和12年		昭和24年		昭和36年
小 重	・ 2 升	秀 夫	・ 1 升		・ 300
太 蔵	・ 2 升	春 治	・ 1 升		・ 2 升
平次郎	・ 2 升	精 一	・ 1 升		/
八十吉	・ 1 升	善三郎	・ 0.5 升		/
憲 治	1 升		50		/
鶴 松	・ 1 升	秀 雄	・ 0.5 升		・ 300
広 蔵	1 升	義 雄	50		/
与 吉	1 升		20	健 一	・ 1 升
俵 吉	1 升	武 治	・ 2 升		・ 2 升
広 吉	1 升	辻 雄	50		100
佐 吉	1 升	力 雄	20		100
万 吉	/		30	秋 夫	200
利喜松	1 升		/		/
米 吉	1 升		/		/
福 松	1 升		/		/
		源太郎	20		100

(注) 昭和24年の1升は2升カブ、0.5升は1升カブとみなす。
・の印は親類関係、株であることを示す。
金額の単位は円である。

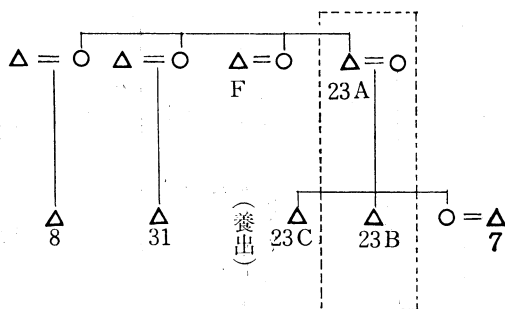
9表をみる。これは親類の分析で用いる香典帳からH姓の出席者を抽出したものである。この表によれば、昭和12年には、親類でない9人が1升カブの資格で出席している。しかし、昭和24年には、H姓の7人が出席しているが、その香典は現金であり、しかも、それは、村香典と同額を示している。この事実は、戦後には、「米1升之香資

スベキ事」という規定自体が遵守されなくなったことを意味する。さらに、昭和36年には、4人が出席しているが、これも村香典と同額である。以上の変化から判断すれば、株の定約は、戦前段階では大株成員に対して規定性をもっていたが、戦後は、それを喪失し、それによって、大株の日常生活における機能は喪失したとみてよい。

他方、小株は葬儀と結婚式のような家のフォーマルな儀礼に、その機能が顕著に現われる。このような株の機能をもっとも端的に示すものが「ヨコザもち」の役割であろう。「ヨコザもち」は、前述したように本分家関係を基底にした家相互の間に超世代的に規定された家の役割であった。この「ヨコザもち」の役割は、冠婚葬祭にさいしてとくに重要な役割をはたす。まず、結婚式での「ヨコザ」の役割は、「あいさつ」と結婚式・披露宴全般にわたる采配である。その結婚式の出席者をみれば、婿側は多いが、嫁側は両親、オジ、オバぐらいであり非常に少ない。とくに嫁の父親だけが出席する事例、また、嫁の母親が結婚式に出席せず、式の翌日婚家へ挨拶に行く事例、嫁側の「ヨコザ」の家が結婚式に出席した事例なども報告されている。このように婚姻儀礼は家のフォーマルな嫁取り儀礼としての性格を残存させており、婚姻は家と家とを連帯させる契機であるとみなしてよい。

葬儀の場合にさらに「ヨコザ」の役割が顕著に現われる。ヨコザは葬儀時にすべての采配をふるうが、具体的にはつぎの役割をもつ。第1に、葬儀の前日、喪主と相談のうえで葬列の役割分担を決定する。第2に、葬列では松明と天蓋の役割をもつ。²⁰⁾第3に、墓掘の幹旋、墓のクワ入れ、料理の差配などの役割を分担する。第4に、「ヨコザもち」の家は、葬式に「マワリシンルイ」を出席させる媒介者であることが、後述の香典帳の分析から明らかになった。この「マワリシンルイ」は、ある媒介者を媒介とする被媒介親類であり、それにはつぎの3つのタイプがある。第1に、小株を媒介者とする「マワリシンルイ」、第2に、ある親類を媒介として、その親類の株が「マワリシンルイ」となるタイプ、第3に、ある親類を媒介とする親類の3つである。後述の香典帳の分析によれば、第1のタイプは23を媒介とする株の

第3図 23の家を媒介とする「マワリシンルイ」



「マワリシンルイ」の事例である。第3図をみれば、Fは23Aの妹の夫、8と31は23Aの甥、7は23Bの妹の夫、23Cは23Bの弟である。これらは23の家からの婚出・養出先である。この「マワリシンルイ」は昭和12年の香典帳に1升カブとして出席しているが（第15表参照）昭和24年以後は村づきあいであることが明らかになった。すなわち昭和12年の段階では、株が「マワリシンルイ」の媒介者として、株あるいは家の規制力が働いていたといえるが、戦後、その規制力がなくなるとみてよい。さらに、第2のタイプとして、エゴの父の養入先である16を媒介に42が昭和24年まで1升カブの資格で出席している。これは16のヨコザであり、しかも本家であることから本家の主宰性が発現されていたといえる。この事実、結婚式に嫁側の「ヨコザ」が出席する事例と関連があり、冠婚葬祭が株と株との連帯の契機であったと推察されよう。このように小株の相互扶助の機能は、「ヨコザもち」に一番よく象徴されており、しかも戦前には、株の規制力が「マワリシンルイ」に作用していたといえる。

以上の分析から株の構造と機能を要約しておこう。大株は系譜関係が確認できず、祖先を共同にするという神話にもとづく祖先協祭を株講の形態で実施するにすぎず、戦後では、生活における相互扶助の機能を完全に喪失したといえる。他方、小株は系譜が相互に認知され、それを成員の条件とする株講を実施している。小株の機能は「ヨコザもち」の役割に体现しており、その役割は家の儀礼において遂行される。さらに、小株は、後述の親類の機能的分化にみられるように、コイシンとして生活連関における役割をもつ。しかし、小株も戦後には、「マワリシンルイ」に対する規制力を喪失し、株講と「ヨコザもち」の役割に凝

縮された構造をもつにいたったといえよう。

3) 親 類

前述のごとく、同族は父系出目集団として団体的性格をもちその境界が明確であるのに対し、親類は個人的選択の許容度が高く、成員の範囲が時空間の軸に応じて変化するという流動的性格を有しているためにその範囲は容易に決定できない。したがって、ここではファースの方法²¹⁾によってキンシップ・ユニバースにおける親類の最大範囲の確認、親類の内部的分化、およびその機能的分化の検討をとおして親類の空間的分布における特徴を明らかにしたい。さらに、親類の時系列的分析によって親類がもつ時間的特徴も明らかにしたい。なお、以下の親類の分析はH株に限定した事例研究である。

①親類の最大範囲

親類の最大範囲は親類関係の集団化を可能とさせる潜在的範囲である。まず、個人単位で最大範囲をとれば、認知された親類 (recongized kin) は平均379.6人、指名された親類(nominated kin) は313.6人で、後者は前者の83%を示し、他の村落よりすこぶる多い。²²⁾ その原因として、村内婚の出現頻度が高いこと、親類に関する知識が豊富であることが考えられる。つぎに世帯単位で最大範囲の親類をみれば(第10表)、血族33.5、姻

第10表 世帯別の親類の最大範囲

	血 族	姻 族	計
21	37	19	56
23	39	13	52
24	28	18	46
26	36	21	57
30	37	19	56
31	40	6	46
39	42	3	45
43	19	19	38
52	29	16	45
53	29	18	47
平 均	33.6	15.2	48.8

族15.3、親類平均数48.8を示し、かなり血族が優位である。さらに、これを血族・姻族別の傍系拡大範囲(第11表)からみればつぎのような特徴がみられる。まず、世代と各世代の血族・姻族を座標軸にしてみれば(第4図A)、血族の内部で父

第11表—1 最大範囲の親類・周縁の親類・コイシンの分布

			最大範囲	周縁的親類	コイシン
血 族	自 己 方	尊 属	0.2		
		第 1 傍 系 親	6.9	2.2	29.4
		第 1 傍系親の A	4.9	8.3	
		第 1 傍系親の B	2.0	4.4	
	父 方	第 2 傍 系 親	11.4	13.9	10.6
		第 2 傍系親の A	8.4	11.7	
		第 2 傍系親の B	3.7	9.5	
		第 3 傍 系 親	2.0	2.8	1.3
		第 3 傍系親の A	1.2		
		第 3 傍系親の B	0.6		
		第 4 傍 系 親	0.8	0.6	
		第 4 傍系親の A	0.4		
姻 族	母 方	第 2 傍 系 親	7.1	7.8	2.7
		第 2 傍系親の A	2.5	3.9	
		第 2 傍系親の B	1.2	2.8	
		第 3 傍 系 親	2.3	0.6	2.7
	祖 母 方	第 3 傍系親の A	1.6		
		第 4 傍 系 親	0.2		
		第 3 傍 系 親	5.3	7.8	5.3
		第 3 傍系親の A	3.3	4.5	
	祖 々 母 方	第 3 傍系親の B	0.2		
		第 4 傍 系 親	1.0	2.8	
姻 族	妻 方	第 4 傍系親の A	0.6	0.6	
		第 4 傍系親の B	1.0		
	妻 方	尊 属	0.4		26.7
		第 1 傍 系 親	10.1	1.1	
		第 1 傍系親の A	3.3	1.1	
		第 1 傍系親の B	1.4	1.7	
	妻 の 父 方	第 2 傍 系 親	4.7	2.8	
		第 2 傍系親の A	0.4		
		第 2 傍系親の B	0.2		
		第 3 傍 系 親	0.8	0.6	
		第 3 傍系親の A	0.2		
		第 3 傍系親の B	0.2	0.6	
姻 族	妻 の 母 方	第 2 傍 系 親	5.3	5.0	
		第 2 傍系親の A	1.0	1.7	
		第 2 傍系親の B	0.2		
	嫁 方	第 1 傍 系 親	0.2		
		第 2 傍 系 親	0.4		
		第 2 傍系親の A	0.4		
		第 2 傍系親の B	0.2		
	婿 方	尊 属	0.2	0.6	
		第 1 傍 系 親	1.0	0.6	
	婿 方	第 2 傍 系 親	0.6		

株			21.3
%	100	100	100
N	488	179	75

(注) A = 直接的被媒介親類 B = 間接的被媒介親類

第11表-2 最大範囲の親類・周縁の親類・
コイシンの分布 (内訳)

				最大範囲	周縁的 親 類	コイシン
血 族	自 己 方	第1 傍系親	子	0.2		
			兄 弟	2.5	0.6	14.7
			姉 妹	2.1	1.1	12.0
			甥 姪	2.3	0.6	2.7
			A	4.9	8.3	
	父 方	第2 傍系親	B	2.0	4.4	
			オ	0.8	0.6	5.3
			オ	0.6		
			イ ト コ	6.3	7.8	5.3
			スジチガイ	3.3	4.4	
		第3 傍系親	イトコ	0.4	1.1	
			スジチガイ	8.4	11.7	
			イトコの子	3.7	9.4	
			A			
			B			
	母 方	第3 傍系親	イトコ	0.2		1.3
			オ	0.2		
			イトコ	1.4	2.8	
			オ	0.2		
			イトコ	0.2		
		第4 傍系親	オ	1.2		
			イトコ	0.6		
			スジチガイ			
			イトコ			
			A			
			B			
姻 族	妻 方	第1 傍系親	父 兄	0.4		10.7
			姉 妹	4.2		12.0
			甥 姪	4.2		4.0
			A	1.8	1.1	
			B	3.3	1.1	
	妻 の 父 方	第2 傍系親	オ	1.4	1.7	
			オ			
			イ ト コ	0.2		
			スジチガイ	0.4		
			イトコ	0.2		
		第3 傍系親	A	0.4	0.6	
			B	0.2		
			オ			
			イトコ			
			オ			
			イトコ			
姻 族	妻 の 母 方	第2 傍系親	オ	0.4	0.6	
			オ	1.2	1.7	
			イ ト コ	3.7	2.8	
			A	1.0	1.7	
			B	0.2		
	嫁 方	第1 傍系親	兄 弟	0.2		
			オ	0.2		
			オ	0.2		
			スジチガイ	0.4		
			イトコ	0.2		
姻 族	婿 方	第2 傍系親	A	0.4	0.6	
			B	0.2		
			尊属			
			父 母	0.2	0.6	
			兄 弟	0.2		
	第1 傍系親	第1 傍系親	姉 妹	0.4		
			甥 姪	0.4	0.6	
			オ	0.4		
			オ	0.2		
			スジチガイ	0.2		
			イトコ	1.6		
株			第4 傍系親	0.2		
			族 父			

姻	祖母方	第3 傍系親	イトコ	1.2	2.8	2.7	
			マタイ	3.3	3.9	1.3	
			マタイ	0.8	1.1	1.3	
			チイガ				
		A	3.3	4.4			
		B	0.2				
	祖々母方	第4 傍系親	族父	0.4	1.1		
			ミイトコ	0.6	1.7		
			A	0.6	0.6		
			B	1.0			
妻の父方	妻方	第1 傍系親	父兄姉甥	0.4 4.2 4.2 1.8 3.3 1.4	1.1 1.1 1.1 1.7	10.7 12.0 4.0	
			A				
			B				
		妻の父方	第2 傍系親	オオイトスジチガイ	0.2 0.4 3.5 0.6 0.4 0.2	1.7 1.1	
				オオイトスジチガイ			
				オオイトスジチガイ			
				オオイトスジチガイ			
				オオイトスジチガイ			
				オオイトスジチガイ			
妻の母方	妻の母方	第2 傍系親	オオイトA	0.4 1.2 3.7 1.0 0.2	0.6 1.7 2.8 1.7		
			B				
		妻の母方	第2 傍系親	オオイトA			
				B			
嫁の方	嫁方	第1 傍系親	兄弟	0.2			
			オオA	0.2 0.2 0.4 0.2			
			B				
		嫁の方	第1 傍系親	父兄姉甥	0.2 0.4 0.4	0.6 0.6	
				母弟妹姪			
婿の方	婿方	第1 傍系親	父兄姉甥	0.2 0.4 0.4	0.6 0.6		
			母弟妹姪				
		婿の方	第1 傍系親	父兄姉甥	0.2 0.4 0.4	0.6 0.6	
				母弟妹姪			
株						21.3	
%				100.0	100.0	100.0	

N	488	179	75
---	-----	-----	----

(注) A = 直接的被媒介親類
B = 間接的被媒介親類

第4図 各世代軸における血族・姻族別分布

④ 最大範囲の親類

④	△	28.2%			
	2.6%				
	⊕				
	8.8%	⊖	6.4%	⑦	6.8%
	⊖				
	14.9%				
①	13.9%	⊕	15.3%		

⑤ 周縁的親類

⑤	①	38.5%	②	4.0%	6.7%
	3.4%				
	③				
④	④	15.1%	⑤	3.9%	
	12.3%				
①		14.9%			

⑥ コイシン

⑧	⊕	11.9%	5.3%		
	⊖		5.4%		
①	29.4%		⊕		26.7%

(注) ④自己方 ⊕祖母方
⊖妻方 ⊖祖々母方
⊖父方 ⊖妻の父方
⊖母方 ⊕妻の母方

方が28.2%と母方・祖母方・祖々母方の合計が26.3%、自己方が13.9%と妻方が15.3%、妻の父方が6.4%と妻の母方が6.8%であり、それぞれ対称性を示し、この座標軸ではキンドレッドの双系性を反映している。しかし、血族・姻族別の世代的深度に関して、血族が第4傍系親まで分布しているのに対し、姻族が第2傍系親に限定された非対称性を示し家の父系的性格が顕現しているとみてよい。第2に、被媒介親類が血族の各傍系親に多く分布し、それも父方が母方・祖母方と比較してかなり多くみられ、姻族では第1傍系親だけに分布が限定されるという特徴を示す。すなわち、エゴより上の世代に被媒介親類が多く分布するこ

とは家の規制力が強く作用しているとみてよい。

⑦ コイシン・周縁的親類

これまで記述してきた親類の最大範囲は、現実の社会生活において集合化する範囲ではなく、したがって臨機的集団²³⁾ (occasional kin group) の検討が必要となる。その分析カテゴリーとして、エフェクティブ・キン (effective kin) を考え、これを近親 (intimate kin) と周縁的親類 (peripheral kin) の2つのカテゴリーに区分しよう。²⁴⁾

第12表 世帯別のコイシン・周縁的親類

	コイシン・周縁的親類			コイシン		
	コイシン	周縁的親類	計	血族	姻族	株
21	8	17	25	7	1	0
23	7	20	27	5	1	1
24	11	/	/	4	5	2
26	8	24	32	3	4	1
30	6	26	32	4	0	2
31	11	17	28	9	0	2
39	5	19	24	3	0	2
43	5	15	20	0	3	2
52	7	17	24	2	3	2
53	7	24	31	2	3	2
計	75	179	243	39	20	16
平均	7.5	19.9	27.4	3.9	2.0	1.6

まず、第12表をみれば、エフェクティブ・キンの平均数は27.4であり最大範囲の56.1%をしめる。つぎに、近親であるコイシンの平均数は、世帯単位で7.5、周縁的親類の平均は19.9を示す。世帯別にコイシンの数を血族・姻族別でみれば、血族が3.9、姻族が2.0、株が1.6であり、コイシンの中に株が含まれていることは注目されてよい。これは、株が末代不変のコイシンと意識されているためで、家的親類の範囲でのべた④と⑤のタイプに該当する。つぎに、ややちいってコイシン・周縁的親類を分析すれば、コイシンの血族・姻族の比率は52.0%と26.7%であり、かなり血族が上まわるのに対して、周縁的親類は84.2%と15.8%とさらに血族の傾斜がみられることが注目される。コイシンの内部では(第4図⑥)、自己方と妻方の世代が29.4%と26.7%、父方と母方・祖母方が11.9%と10.7%でありほぼ均衡分布を示し、各世代軸の血族・姻族分布は双系的性格

を示す。しかし、血族は第3傍系親まで分布するが、姻族は第1傍系親に限定された非対称性を示し、そこには、妻方の上の世代がコイシンに含まれないことも注目されてよい。コイシンの内訳をみれば、自己方・妻方ともに兄弟姉妹が一番多く、他に自己方のイトコ、オイ、メイ、オジが加わり同世代性を反映している。他方、周縁的親類は、各世代における血族・姻族別の座標軸でみれば（第4図㊸），自己方と妻方が4.9%と3.9%，父方と母方・祖母方・祖々母方が38.5%と30.8%であり非対称性を示す。そして、周縁的親類の範囲は血族が第4傍系親まで分布するが、ほぼ第3傍系親までとみてよく、姻族は第2傍系親にその境界をもち、父系的傾斜がみられる。さらに、周縁的親類の内訳をみておけば、血族・姻族ともに第2傍系親が多く、21.7%と7.8%でありイトコが中心をしめる。

このようなコイシンと周縁的親類との分布を比較すれば、コイシンが第1傍系親に中心をもつものに対し、周縁的親類は血族・姻族ともに第2傍系親にその焦点が移行していることを示す。また、コイシンがかなり双系的性格を反映しているのに対し、周縁的親類はかなり父系的分布を示し家的親類の性格を反映しているとみてよい。

以上のようにエフェクティブ・キンのカテゴリーによる親類の集合化は、親類の空間的分布からみればつぎのように要約できる。コイシンは自己方・妻方の同世代軸で双系的性格を示し、個人的親類の性格を反映しながら、血族・姻族別では父系的傾斜を示し、さらに、株が含まれていること

は家的親類の性格をも反映しているとみてよい。他方、周縁的親類は血族・姻族別の比率と血族・姻族別の傍系的拡大度から理解されるように、コイシンより父系性をさらに強化させ、そして、その範囲の焦点を第2傍系親に移行して家的親類の性格を強く呈しているとみなしてよい。

③親類の機能的分化

これまで記述してきた親類の空間的分布に対し、現実の生活連関においてどのように親類の機能が遂行されているかみておこう。

親類の機能的分化に関する分析は、家の規範的・義務的契機か、個人の選択的契機かのどちらが優位であるかを基準にして、その機能的分化を2つの親類圏で表現するという方法によった。すなわち、家の規範的・義務的契機が優位である親類圏をⅡとし、個人の選択的契機が優位である親類圏をⅠとする。さらに、この2つの親類圏の優位性は、日本の親族組織の類型化（第1表参照）と関係しており、Ⅱの親類圏からⅠの親類圏への変化は、親族組織の類型Ⅱから類型Ⅲへの変化と対応関係にあるといえる。（親類の機能的分化の分析は第13表—1・2を参照）

Ⅱの親類圏は葬式・結婚式の出席者、病气見舞、屋根葺きの相互扶助、重要事の相談相手を指標とする。葬式では血族・姻族別で74%と18%であり血族が優位を示す。父方と母方の分布をみれば42.3%と13.2%であり、かなり父系的傾斜がみられ、父方では第3傍系親、母方では第2傍系親を範囲にもつ。結婚式では、血族・姻族別で51.3%と30.3%となっており、少し父系性をゆるめな

第13表—1 親類の機能的分化率

	葬 式 出席者	結婚式 出席者	病 气 見 舞	屋 根 葺 き	相談をさ れた相手	相談をし た相手	正月の 来訪者	盆 の 来訪者	保証人に なった相 手	保証人を たのんだ 相手	訪 問	電 話	年賀状
自己方	17.9	18.5	32.9	35.9	57.2	50.0	76.0	78.1	77.8	50.0	50.0	33.3	22.8
父 方	43.2	14.3	6.1	7.7			5.9	4.9		8.3	9.0	11.1	22.8
母 方	13.2	18.5	13.4	12.8				2.4			9.0	3.7	7.6
妻 方	17.1	30.3	28.1	20.5	28.5	21.4	13.7	14.6	22.2	33.4	31.6	48.2	35.5
嫁 方	0.4					7.2				8.3		3.7	2.5
婿 方	1.3		1.2	2.6									2.5
株	6.9	15.1	14.6	17.9	14.3	21.4	2.0						5.0
その他		3.4	3.7				2.0						1.3
N	234	119	82	39	7	14	51	41	9	12	22	27	79

第13表—2 親類の機能的分化率（内訳）

		葬 式	結婚式	病 気	屋 根	相談を	相談を	正月の	盆 の	保証人	保証人	訪 問	電 話	年賀状
		出席者	出席者	見 舞	葺 き	された相手	した相手	来訪者	来訪者	になった相手	たのんだ相手			
自 己 方	直系専卑属		4.2	2.4	7.7			29.4	39.0				25.9	1.3
	第1傍系親	7.7	14.3	25.6	28.2	57.2	50.0	47.0	39.0	77.8	50.0	50.0	7.4	19.0
	第1傍系親のA	6.8		4.9										2.5
	第1傍系親のB	3.4												
父 方	第2傍系親	12.0	9.2	3.7	7.7			3.9	4.9		8.3	9.0	7.4	21.5
	第2傍系親のA	8.5	0.8											
	第2傍系親のB	5.6												
	第3傍系親	8.1	4.2	2.4				2.0				9.0	3.7	1.3
	第3傍系親のA	4.3												
	第3傍系親のB	0.4												
	第4傍系親	2.1												
	第4傍系親のA	0.9												
	第4傍系親のB	1.3												
母 方	第2傍系親	6.8	15.2	8.5	7.7				2.4				3.7	7.6
	第2傍系親のA	3.4	0.8											
	第2傍系親のB	1.7												
	第3傍系親	1.3	2.5	4.9	5.1									
妻 方	尊 属		6.7		2.6						8.3			
	第1傍系親	6.0	19.3	18.3	17.9	28.5	21.4	13.7	14.7	11.1	25.1	18.0	44.5	27.8
	第1傍系親のA	1.3												
	第1傍系親のB	1.7												
	第2傍系親	6.0	2.5	3.7								13.6	3.7	7.6
	第2傍系親のA			4.9										
嫁 方	尊 属						7.2				8.3		3.7	2.5
	第1傍系親	0.4												
婿 方	尊 属	0.4		1.2	2.6									1.3
	第1傍系親	0.9												
株														1.3
そ の 他														
N		234	119	82	39	7	14	51	41	9	12	22	27	79

（注）A＝直接的被媒介親類 B＝間接的被媒介親類

がら、血族が第3傍系親まで分布するが、姻族が尊属と第1傍系親に限定された非対称性を示す。しかし、父方と母方ではほぼ均衡を示しており、第2傍系親がその大部分をしめる。病気見舞は血族が52.4%、姻族が28.1%でありやはり父系的な傾斜がみられるが、自己方と妻方ではほぼ均衡しており、父方と母方の優位性が衰退するという特徴

を示す。屋根葺きは黒谷では「テンゴリ」といわれる労働交換で行われる。血族・姻族別で56.4%と23.1%であり、自己方と妻方の第1傍系親が中心をしめる。重要事の相談は事例が少ないけれども、自己方が妻方より優位であり、第1傍系親に限定された分布を示す。なお、各指標ともにかなり株が多く分布していることに共通性をもつ。

つぎに、Ⅰの親類圏は正月・盆の来訪者、借金・学校・就職の保証人、訪問などの交際、電話・年賀状のコミュニケーションを指標に用いる。正月・盆の来訪者は自己方で直系尊卑属と兄弟姉妹、妻方で兄弟姉妹がしめ異居近親の集合化を示す。これに関して、村内で正月・盆の相互的来訪の習慣をもたないことから判断すれば、自己の選択的性格をつよくもつといえる。保証人は事例が少ないが、自己方が妻方より優位であり、両方とも第1傍系親に限定されている。交際は自己方の第1傍系親が50%で一番多く、妻方の第1と第2の傍系親が31.6%をしめる。電話は、その主体が妻であるために、妻方の兄弟姉妹が多く、それに子供がつづく。年賀状は世帯平均30枚程度であり、その中で親類だけを抽出した。それは自己方で兄弟姉妹とイトコ、妻方で兄弟姉妹が中心であり、少し自己方優位を示す。また、他出した株との接触もみられる。

以上の親類の機能的分化に関する特徴は、つぎのように要約できる。Ⅱの親類圏は父系的傾斜を一貫して示し、指標により相違を示すものの、父方・母方という一代上で父系的性格を強く反映している。これは家の規範性の顕現であり、したがって家的親類の性格をもつものであるといえる。また、株がかなり多く分布することも家的規範性に規制された親類圏であることを明らかにする。他方、Ⅰの親類圏は構成単位である親族核に近接した親類のみに限定され、エゴの異居近親と妻方の近親を含み、第1傍系親においてシンメトリカルな双系的性格を顕現している。このように、Ⅱの親類圏は家的親類の性格を、Ⅰの親類圏は個人的親類の性格をもつ。したがって、黒谷の親類関係はこの2つの親類カテゴリーが相互に機能的な分化をしているとみなしてよいであろう。

④親類の時系列的分析

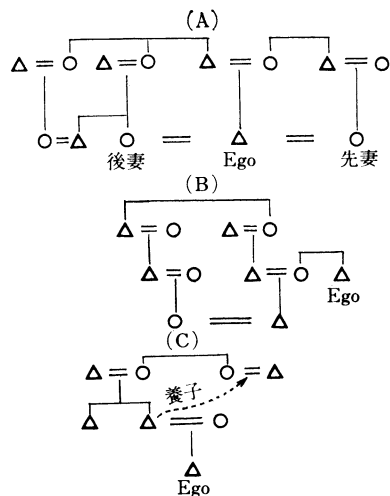
これまで記述してきた親類の空間的分析に対して、ここでは親類のもつ時間的位相に焦点をあてよう。

筆者は、前述したように、家的親類が家の規範に規定されて時間的持続性を有するのに対し、個人的親類が自己中心的組織化の準拠点をもつゆえに時間的限定性を有するという特徴づけを行った。黒谷では、民俗カテゴリーであるコイシン、

2升カブ、1升カブが親類の時間的性格を理解するための分析道具となる。また、これらのカテゴリーは親類関係の形成・解消のメカニズムを明らかにするために有効である。このような視点から、つぎに、26の家における事例研究によって親類の時系列的分析を行う。²⁵⁾ まず、対象となる家のライフ・ヒストリーを簡単にみておこう。

現在の家族構成は世帯主と妻と3男による核家族である。長男は昭和37年に大株内婚を行い、現在舞鶴で世帯をもつ。2男は昭和44年に村外婚をして石川県小松市で世帯をもつ。また、長女は昭和47年に村外婚を行い舞鶴に住む。さらに、他出家族員には4男があり、京都府宇治市に居住している。つぎに、この家の婚姻形態をみよう。

第5図 26の結婚形態

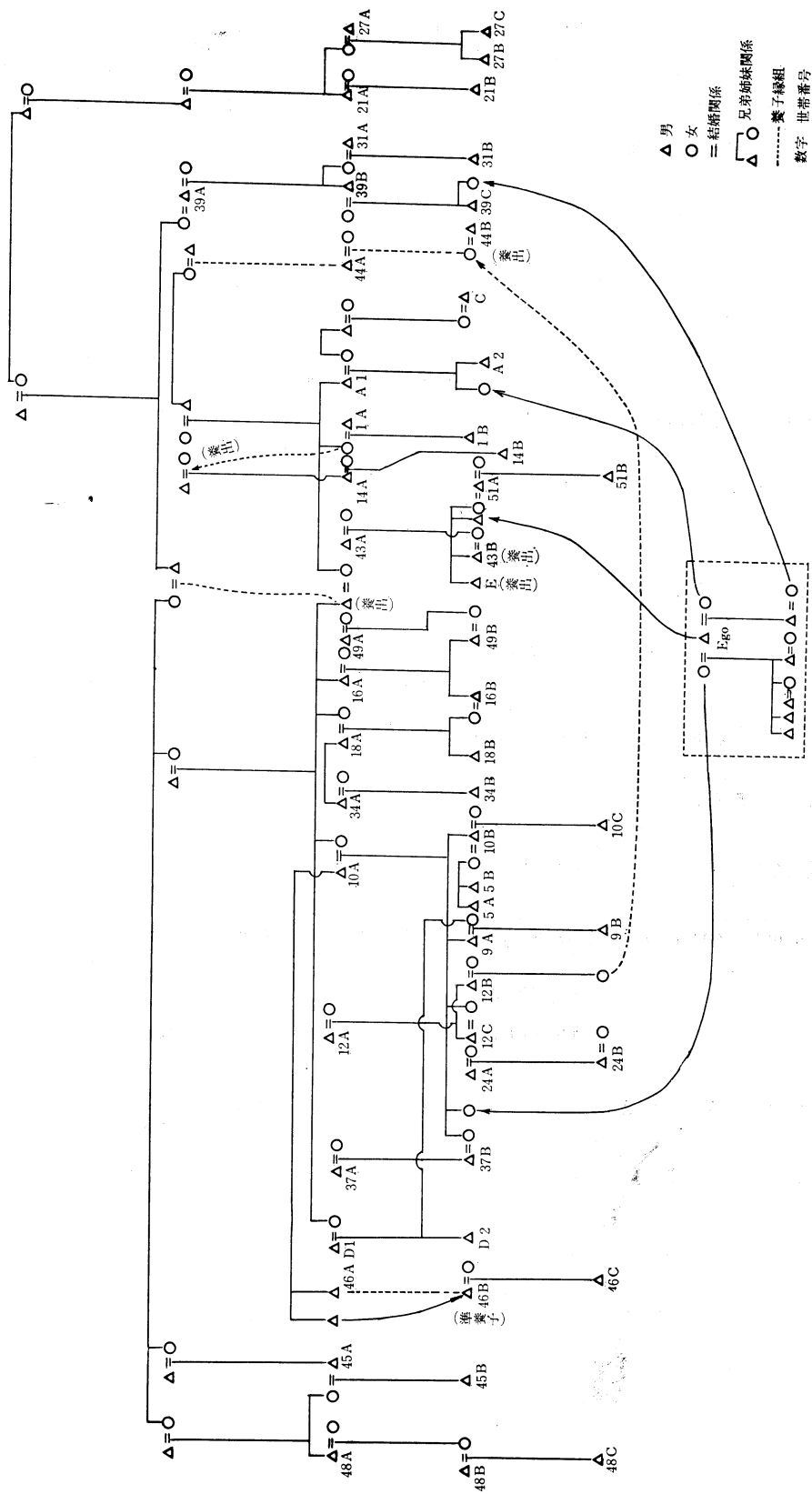


第5図をみれば、世帯主と先妻、後妻ともに交叉イトコ婚、世帯主の父の妹の子と後妻の兄が平行イトコ婚〔第5図(A)〕、世帯主のオイが第2イトコ婚〔第5図(B)〕を行っている。また、世帯主の父は、父のオバの婚出家と養子縁組〔第5図(C)〕をしている。つぎに、相続をみておけば、世帯主は昭和18年に生前相続をしているが、それ以前の昭和5年頃に、世帯主 権限の 移行を 完了してい

第14表 26の家の発達の周期的段階

- Ⅰ. 世帯主権限が移行し結婚するまでの時期 (昭和7年まで)
- Ⅱ. 結婚した時期から子供が結婚をはじめるまでの時期 (昭和8年—36年まで)
- Ⅲ. 子供が結婚を開始し、子供に世帯主権限が移行するまでの時期 (昭和37年以後)

第6図 26家のキンシップ・ユニバーサスのダイアグラム (略図)



第15表 26 家 の 親 類 協 助

	昭 和 8 年 祝 儀 控	昭 和 9 年 蚕室建築控	昭 和 12 年 香 典 帳	昭 和 15 年 祝 儀	昭 和 18 年 出 産 祝	昭 和 24 年 香 典 帳	昭 和 36 年 香 典 帳
1 A 1 B	2 升, ㊦1.	2 升, ㊦1. ㊦	2 升, ㊦1. ㊦1.5	1 升, ㊦1.5㊦2.	モ チ	1升㊦100. ㊦200	2 升㊦300
5 A 5 B			1 升, ㊦0.1			㊦20	1 升, ㊦100
7						㊦30	1 升㊦100
8			1 升, ㊦0.5			㊦50	㊦100
9 A			1 升, ㊦1	㊦0.5	㊦3	1 升, ㊦100 ㊦200	2升, ㊦300㊦100
10A 10B	2 升, ㊦1.	㊦1. ㊦0.3	2 升, ㊦1. ㊦1.5		㊦10. ㊦0.5	1升, ㊦100㊦200	2 升, ㊦300
11A 11B	1 升, ㊦, ㊦1.		1 升, ㊦0.5			㊦40	㊦100
12A 12B 12C	2 升, ㊦1.	㊦1. ㊦, ㊦	2 升, ㊦1. ㊦1.5 ㊦1.0		1 升, ㊦5.	1升, ㊦100㊦200	2 升, ㊦300
14A 14B	2 升, ㊦1.	㊦1. ㊦0.3, 2 升	㊦0.6, ㊦1. ㊦1. ㊦0.5	㊦0.5		㊦100㊦100	㊦200
16A 16B	2 升, ㊦0.5㊦2	2 升㊦0.3㊦1.	2 升㊦1. ㊦1.5 ㊦0.5	1 升, ㊦1.5	㊦0.5	1.5升, ㊦100 ㊦500	2 升, ㊦300
18A 18B	1 升, ㊦1. ㊦0.5	㊦1. ㊦, ㊦	2 升, ㊦, ㊦2.	2 升, ㊦1. ㊦2.	㊦1. ㊦5.	1升, ㊦100㊦200	2 升, ㊦500
21A 21B	1 升, ㊦1. ㊦1.		2 升, ㊦1.			0.5升, ㊦100	㊦300
23A 23B 23C	2 升, ㊦2. ㊦5.	㊦0.3, ㊦	2 升, ㊦1. ㊦1.5 ㊦1.0	2升, ㊦1.5㊦1.5	㊦2. 赤飯	1升, ㊦100㊦200	2 升, ㊦300
24A 24B			1 升, ㊦0.1			㊦20	1 升, ㊦200
25A 25B	2 升, ㊦3. ㊦	1 升, ㊦1. ㊦	1 升, ㊦0.5	㊦1.	1 升, ㊦2.	㊦100	1 升, ㊦300
27A 27B 27C	1 升, ㊦1. ㊦	1 升, ㊦1. ㊦0.3	1 升, ㊦0.7			㊦100	1 升, ㊦300 ㊦100
31	1 升, ㊦		1 升, ㊦0.5			㊦50	
34A 34B		1 升, ㊦1. ㊦0.3	1 升, ㊦0.5		1 升, ㊦5.	1升, ㊦100㊦200	㊦100
37A 37B			1 升, ㊦0.2		㊦5, 赤飯	1升, ㊦100㊦100	2 升, ㊦300

39A 39B 39C	1 升, ㊦1. ㊦		1 升, ㊦1. ㊦0.5			0.5 升, ㊦100	1 升, ㊦200
42	1 升, ㊦1. ㊦		1 升, ㊦0.5			0.5 升, ㊦50	㊦100
43A 43B			1 升, ㊦0.3	㊦2.	1 升, ㊦0.2, 赤飯	1 升, ㊦100 ㊦500	2 升, ㊦500
44A 44B	1 升, ㊦1.		1 升, ㊦1.			㊦50	1 升, ㊦200
45A 45B	2 升, ㊦1. ㊦1.	2 升, ㊦1. ㊦0.3	2 升, ㊦1, ㊦		1 升, ㊦2.	0.5 升, ㊦100	1 升, ㊦300
46A 46B 46C	1 升, ㊦3.	1 升, ㊦1. ㊦2.5	1 升, ㊦0.5 ㊦0.5		1 升, ㊦2.	㊦100	㊦200
48A 48B	2 升, ㊦1. ㊦1.5	2 升, ㊦1. ㊦0.3	2 升, ㊦1. ㊦		㊦1. ㊦2.	㊦50	2 升, ㊦300 ㊦100
49A 49B			1 升, ㊦0.1			㊦50	㊦200
51A 51B	1 升, ㊦1. ㊦			2 升, ㊦2. ㊦5.	㊦10.	1 升, ㊦100 ㊦500	2 升, ㊦300
A1 A2		㊦	2 升, ㊦2. ㊦1.	2 升, ㊦10	赤飯, 着物	1 升, ㊦100 ㊦100	
B1 B2	2 升, ㊦1. ㊦	㊦1, ㊦	2 升, ㊦1. ㊦1.			1 升, ㊦100	㊦300
C	1 升, ㊦1. ㊦0.5		2 升, ㊦0.5 ㊦0.5			0.5 升, ㊦50	
D1 D2	2 升, ㊦1. ㊦	2 升, ㊦1. ㊦0.3	2 升, ㊦1.5 ㊦1.		1 升, センス	1 升, ㊦100 ㊦100	2 升, ㊦300 ㊦200
E						2 升, ㊦200	2 升, ㊦1000
F	1 升, ㊦1.		1 升, ㊦0.5			㊦30	

(注) ①イリダメ, ②菓子料, ③供花料, ④香資額, ⑤樽料, ⑥祝儀, ⑦縄料, ⑧見舞料, ⑨木綿料, ⑩用材, ⑪料理料, 1 升, 2 升=米, 金額の単位=円。
なお, 昭和24年の場合 0.5 升=1 升, 1 升=2 升と換算する。

る。

このような26家のライフ・ヒストリーを考慮して、この家の発達の周期として、第14表に示された3つの時期を設定した。そして、この発達の周期段階と関係させながら、この家の親類の時系列的分析を、つぎのような9つの代表的なパターンによって記述しよう。(以下の分析は、第6図と第15表を参照のこと)

(1) コイシン・2 升カブの創出

〔51A—51Bの事例〕昭和8年から12年までは株の「マワリシムルイ」である。姉が昭和14年に婚入しⅡの段階でコイシンとなり、2 升カブで出席している。51Bが昭和24年に結婚し、昭和36年には51Bが2 升カブで出席し51Bもコイシンと意識されている。

(2) コイシン・2 升カブ→2 升カブ

〔16A—16Bの事例〕16Aは父の兄であり、エゴの父はこの家からオバの婚出先と養子縁組をしている。(第5図◎参照)Ⅰの段階ですでにコイシンであり、この関係は昭和24年に16Bが後継をするまで持続する。16Aは昭和9年の蚕室建増の時に第一に相談されており、昭和15年の後妻の世話もしている。16Bはイトコであり現在では2 升カブであるがコイシンではない。しかし、祖父の兄弟姉妹が明らかでないために、この家は父の養父と

して重要な位置づけがなされている。

〔18A—18Bの事例〕18Aは父の姉妹の夫でありⅠの段階ですでにコイシンである。18Aが昭和16年に死亡し、18Bが死後相続を行い昭和18年から18Bとの付合が開始する。この段階ではコイシンではなく2升カブで現在まで持続している。しかし、子供の世代になると付合がなくなるものと考えられる。これは父の姉妹という女性の婚出先であるためであるらしい。

〔D1—D2の事例〕D1は父の妹の夫であり、父の世代にはコイシンであった。D1は昭和初期に綾部へ他出しており、香典帳では2升カブであるが忌明け、盆には出席していない。D2が昭和36年に2升カブで出席している。D2は妻の兄の妻の兄弟でもある。D2に昭和37年の長男の結婚式に出席してもらっているが、D2の子供の結婚式には通知をもらっていない。昭和48年にD2へ火事見舞に行っている。疎遠の原因に地理的要因をあげているが、この段階で関係が切れていくという。

〔A1—A2の事例〕A1は母の兄でありⅠの段階まではコイシンであった。昭和8年に結婚したⅡの段階では、オジと妻の父の関係になる。A1は昭和9年から15年までコイシン・2升カブである。A1は昭和15年に再婚時の仲人をしている。それは、むらの慣例によれば、先妻の妹があれば後妻にするが、なければ、先妻の親が後妻の世話をするとされていることによる。昭和14年にA2が結婚しA2との付合が開始される。しかし、昭和27年に宮崎へ他出したため昭和36年には出席していない。昭和37年の長男の結婚式にはオジなので出席してもらっている。また、2男と長女の結婚時に祝を送っている。A2の息子の結婚式に長男が出席し、その子供の出産時にも祝をしている。しかし、現在ではコイシンではなくなっているという。

(3) コイシン・2升カブの持続

〔10A—10B—10Cの事例〕この家は3代の付合が持続している。10Aは父の姉妹の夫であり、父の世代にすでにコイシンであった。10Bは昭和11年には生前相続をしているが、昭和12年には10Aが出席している。その後、10BはⅡの段階では父方イトコと妻の兄の関係が重層しているので、世代移行にもかかわらずコイシンである。昭和25年には、父方イトコの子と妻のオイの関係をもつ10Cが結婚し、昭和43年の2男の結婚式に出席している。10Cは現在でもコイシンであるが、子供の世代になれば10Cとの関係も変化するであろうと予測されている。

〔9A—9Bの事例〕9Aは10Aの子であり昭和21年に分家している。9Aは昭和12年の結婚と同時に付合が1升カブで開始している。その時は父方イトコであり、結婚の契機で付合が開始したことを示す。Ⅱの段階では妻

の兄である姻族関係が重層し、コイシンとなっており昭和36年まで持続している。昭和39年に9Bが結婚し昭和43年に2男の結婚式に出席している。厳密に言えば、1升カブ→コイシン・2升カブの持続である。10の家と比較すれば、香資に相違はないが、「ワカレのイエ」といわれ、意識の上で一段低くみられているという。

(4) 2升カブの持続

〔48A—48B—48Cの事例〕48Aは父の母の姉妹の子でありⅠの段階ですでに2升カブであるがコイシンでなかった。昭和5年に婿養子入した48Bが昭和16年に生前相続し、それ以後48Bに世代移行したにもかかわらず2升カブが現在まで持続している。また、48Cが昭和33年に1Bの妹(姪)と結婚していることから姻族関係でもある。しかし、次世代には1升カブになるであろうといわれている。

(5) 2升カブ→1升カブ

〔45A—45Bの事例〕45Aは父の母の姉妹の子でありⅠの段階ですでに2升カブで昭和8—24年まで持続している。45Bが昭和33年に結婚をし、昭和36年には45Aが存命にもかかわらず1升カブで出席している。これは世代移行による1升カブ化である。48Bと45Bとは関係が同じでありながら1升カブ化した原因として、兄弟姉妹が多いからであるという。45Bが4人、妻が5人の兄弟姉妹をもつ。さらに、昭和49年には、エゴは45Aの葬式に1升カブの資格で出席したが、それにより、双方の家が1升カブであることを確認したことになる。

(6) 1升カブの持続

〔44A—44Bの事例〕44Aは母の父の姉妹の養子であり、1升カブで昭和8年から12年まで出席している。昭和24年には、44Aが香資額50円で出席しているが、これは村香典と同額を示す。これは44Aが香資をあまり多くしない人であるからであるという。昭和25年には、12Bの子が養子縁組をし、44Bを婿養子にむかえた。44Bの妻は母の妹の子であり、44Aより近い関係になっている。44Bは昭和36年には1升カブで出席し、44Bを昭和37年の長男の結婚式に招待している。この事例は遠い関係が近い関係に還元されたことを示す。

(7) 1升カブ→コイシン・2升カブ

〔39A—39B—39Cの事例〕祖父の妹が39に婚入し娘を出産して離縁した。その娘は39Aを婿養子にした。したがって、父の父の妹の子の夫という関係になる。39Aは昭和13年に死亡するまで1升カブである。昭和13年に39Bが死後相続し昭和24年まで1升カブを持続させ、39Cが昭和31年に結婚して36年まで1升カブで出席している。しかし、37年に長男が39Cの妹と結婚し新しい姻族関係がⅢの段階で創出された。すなわち、1升カブから

2 升カブ化しており、次世代にはコイシンとなるであろう。

(8) 1 升カブ→村づきあい

〔34A—34Bの事例〕34Aは父の姉妹の夫の弟であり18Aを媒介とする「マワリシンルイ」である。34Aは大正12年に結婚して昭和15年に分家しているが、付合は昭和9年から開始する。「マワリシンルイ」であるので最初から1 升カブの資格である。昭和24年まで1 升カブで持続するが、18Aが昭和22年に死亡し、また34Bが昭和21年に結婚し、それによる世代移行が生じ、香資額も昭和36年には村香資と同額の100円である。これは、媒介親類の死亡と世代移行との契機により村づきあいになった事例である。

〔27A—27Bの事例〕27Aは母の父の姉妹の子の夫でⅠの段階にはすでに1 升カブであり、それが昭和8年から24年まで持続する。その後、27Bが昭和26年に村外婚をし、36年には1 升カブで出席しているが、現在では近所づきあいが優先しているという。すなわち、世代移行と村外婚の要因が親類関係の解消に作用しているといえる。

(9) 2 升カブ→村づきあい

〔14A—14Bの事例〕母の妹が14へ養入していたが、明治38年に14Aが出生したので、大正13年に母の妹は1Aと結婚している。いわば、ギリの兄弟の関係からⅠの段階では2 升カブであった。しかし、14Aが昭和10年に死亡し、14Bが昭和12年には2 升カブで出席しているが、昭和24年まではそばそと付合はあったものの、そのまま自然消滅している。これは、ギリの関係が世代移行により、親類関係を解消した事例であるといえる。

第16表 26家の親類の時間的パターン

パ タ ー ン	世 帯 番 号	計
(1)コイシン・2 升カブの創出	37, 43, 51, E	4
(2)コイシン・2 升カブ→2 升カブ	1, 16, 18, A, D	5
(3)コイシン・2 升カブの持続	9, 10, 12	3
(4)2 升カブの持続	48	1
(5)2 升カブ→1 升カブ	45, C	2
(6)1 升カブの持続	5, 44	2
(7)1 升カブ→コイシン・2 升カブ	39	1
(8)1 升カブ→村づきあい	21, 27, 34, 46, 49	5
(9)2 升カブ→村づきあい	14	1

以上、代表的な9つのパターンをあげたが、これには、さらに第16表にみられる事例が付け加わる。そして、上記の親類の時系列的記述と第16表からつぎの点が明らかになる。第1に、世代移行に応じて親類関係を解消する方向で進行するパタ

ーンは、(2), (5), (8), (9)であり、(2)と(8)が5事例(5)は2事例、(9)は1事例である。(2)の場合には、家の儀礼において親族の役割再配分が明確に行われるが、(5)の場合には、家の儀礼においても、親族的役割再配分が明確に行われず、1 升カブは2 升カブの補完的役割が配分される傾向をもつ。²⁶⁾他方、(8)の場合には、親族的役割が排除されることを意味し、親族成員はそれを相互に確認する。そして、(9)はギリの兄弟関係を解消する事例であり、特殊事例であるといえる。

第2に、世代移行に応じて親類関係を創出する方向に進行するパターンは、(1)と(7)であり、(1)は4事例、(7)は1事例である。これは、エゴのコイシンを組織化するパターンであり、また、それは新しい親族成員の加入を意味している。その場合、(7)は今までの親族的役割に新しい役割が付加される場合であり、(1)のサブ・パターンであるといえよう。

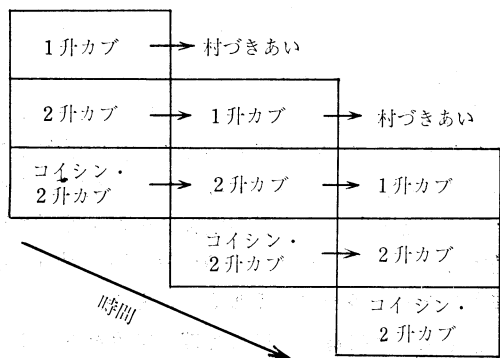
第3に、世代移行にもかかわらず、親類の時間的持続が維持されるパターンは、(3), (4), (6)であり、(3)は3事例、(4)は1事例、(6)は2事例である。そして、(3)はイトコ婚と関係し、(4)と(6)はなんらかの新しい親類関係が生じた結果であるといえる。

以上の考察から、親類の時間的パターンは、つぎの4つの基本的パターンに区別することができる。すなわち、④コイシンの創出、⑤コイシン・2 升カブ→2 升カブ、⑥2 升カブ→1 升カブ、⑦1 升カブ→村づきあいの4つである。この基本的パターンによって、現実には生起する親類の時間的性格を記述することができる。つぎに、各基本的パターンは、どの世代で親類関係を開始したのかをみることによって、つぎのことが明らかになる。すなわち、④はエゴの世代、⑤は1代上の世代、⑥は2代上の世代、⑦は3代上の世代と「マワリシンルイ」であることが26の家の分析から明らかとなった。²⁷⁾その結果、親類の動態的メカニズムを第7図のように一般化することができる。

つぎに、コイシン、2 升カブ、1 升カブのカテゴリを上記の親類の時間的分析と関連させて考察しておきたい。

26の父の世代におけるコイシンは、コイシンの死亡、それによる世代移行の契機により昭和16年

第7図 親類の動態的メカニズム



から24年までにその関係を解消する。それと同時に、エゴのコイシンが昭和14年から21年までの時期に形成される。したがって、この期間は2世代のコイシンが重層する形態をとる時期である。その後、上の世代のコイシンが2升カブへ移行することになる。このダイナミズムは、コイシンがエゴの親族核を中心とする組織化であることを明らかにしている。その意味で、コイシンが個人的親類の性格をもつものといえる。しかし、コイシンには株が含まれること、また、家のフォーマルな儀礼時には2升カブであることからみれば、コイシンは家の規範の性格をもつ。他方、2升カブ、1升カブは、2升カブ→1升カブ、1升カブ→村づきあいという移行において、親族的役割再配分のプロセスを有する。そして、それらは、各移行の段階でパーソナル・キンドレッドのチャンネルを経験し、2升カブ→1升カブ→村づきあいという過程において時間的持続性を有する。この親類の時間的過程からみれば、2升カブと1升カブは家的親類の性格を濃厚にもつものといえる。以上の考察から、コイシンは個人的親類の性格が優位であり、2升カブと1升カブは家的親類の性格が優位であるといえよう。

Ⅲ

これまで筆者は、親族組織を動態的にとらえるという視角から丹波の村落において同族組織と親類関係を分析してきた。以上の分析から、黒谷の親族組織はつぎのように要約されるであろう。

黒谷の親族組織は第2次世界大戦を境にかなり変化を示す。まず、同族組織の変化は、第1に、I株にみられるように大株講の解体、第2に、H株にみられるように大株の規定性の喪失、第3に、第1と第2のタイプの「マワリシシルイ」の消滅に顕現している。そして、大株は解体の一路をたどり、かろうじて先祖協祭である大株講にその残存形態をみとめることができる。小株は本分家関係の系譜的認知にもとづく家連合によって構成され、先祖協祭である小株講を実施し、日常生活ではヨコザの役割においてその機能を体現している。この「ヨコザもち」は、原則として、本分家関係を基底とする家の役割であり、本分家関係が確認される場合には、「ヨコザもち」に本家の主宰性を発現させ、家の儀礼である冠婚葬祭においてその役割を遂行する。

このような同族組織と家の機能的弱体化は、共生関係にある親類関係にも影響を与える。すなわち、親類関係の変化は、第1に、「マワリシシルイ」が家の儀礼的側面に関与しなくなったこと、第2に、これと関連して、純粹にキンドレッドの性格をもつ家だけが2升カブ、1升カブのカテゴリーに帰属するようになったこと、第3に、日常生活の付合はコイシンという個人的親類を中心とする傾向が強いことに現われている。このように株が機能性を弱め、親類が機能性と結合力において優位である状況を示す。そして、親類関係は、個人的親類の性格をもつコイシンが日常生活で優位をしめ、家的親類の性格をもつ2升カブと1升カブが家の儀礼的側面で重要な役割をもつという状況で親類の機能的分化を顕現させているといえる。その結果、黒谷の親族組織は、前述の日本の親族組織の類型にそくしていえば類型Ⅱに位置づけることができるであろう。すなわち、黒谷の親族組織は、同族と家的親類が弱体化し、これと対応して個人的親類が優位になり、家的親類と個人的親類が日常生活における機能を分化的に遂行する中間タイプであるとみなすことができる。また、これまでの丹波地域の親族組織に関する報告²⁸⁾は、主として株の分析に焦点をあわせたものが大部分を占めるが、筆者のアプローチからすれば、これらの事例も類型Ⅱに位置づけられるのではなかろうか。

最後に、筆者が提起した家的親類と個人的親類の概念は、とくに親族組織の中間タイプ(類型Ⅱ)の分析にさいして有効性をもつといえる。

註

- 1) このアプローチには、つぎのような注目すべき諸研究がある。光吉利之「同族組織と親類関係—丹後山村における株とイッケの構成と展開」『社会学評論』第17巻第1号, 1966年, 53—69頁, 喜多野清一・正岡寛司編著『「家」と親族組織』昭和50年, 早稲田大学出版部
- 2) 光吉利之「親族の構造と機能」青山他編『講座家族6, 家族・親族・同族』昭和49年, 弘文堂, 231—232頁
- 3) 日本の伝統的家族である家は、つぎの2つの構造化の契機が不可分に結合し、かつ相互に対立する過程である。第1に、制度的規定をうけたすぐれて歴史性をもつ結合, 第2に、小集団としての家族集団に普遍的な結合である。光吉利之, 前掲書, 1966年, 54頁
- 4) 光吉利之「農村の家族と親族」姫岡勤・上子武次編『家族』1971年, 川島書店, 149頁
- 5) 「親族核」の用語は正岡寛司による。正岡寛司「家族と親族」森岡清美編『家族社会学』『社会学講座3』昭和47年, 東京大学出版会, 159頁
- 6) Goodenough W.P., Description and Comparison in Cultural Anthropology, 1970, Aldine P.C., pp. 39—51
- 7) 光吉利之「親族の構造—社会人類学のアプローチ」『関西学院大学社会学部紀要』第22号, 昭和46年, 152頁。筆者は、親類関係を個人的親類と家的親類を含む一般的概念として理解する。
- 8) 光吉利之, 同上, 151頁
- 9) Leach E., Social Science Research in Sarawak, Colonial Research Studies, No.1, 1950, Johnson Reprint C. 1970, (rep.) p. 68
- 10) 蒲生正男「日本の伝統的家族の一考察」『民族学からみた日本』1970年, 河出書房新社, 70頁
- 11) 被媒介親類と媒介親類の用語は正岡寛司による。なお、正岡が提起した「親類関係の連動モデル」は、家的親類を分析するためには有効であると思う。正岡寛司「同族と親類」喜多野清一・正岡寛司編著, 前掲書, 22—24頁
- 12) 黒谷では、コイシンとは近い親類に用いられ、2升カブ, 1升カブとは、冠婚葬祭時に、1人が米1升を持参する場合に「1升カブ」、夫婦2人で米2升を持参する場合に「2升カブ」と呼ばれる。なお、同族組織の「株」と区別するために、「1升カブ」「2升カブ」と書くことにする。
- 13) Firth R., Two Studies of Kinship in London 1956, The Athlone Press, p. 63
- 14) Ibid. p. 63
- 15) フォーテスは親族組織の分析に時間的アプローチを用いている。これは、家庭的集団(domestic group)の発達の周期に着目したものであり、時間をこえたリネジの持続性の分析をつぎの2つの側面から考察

している。第1に、父系出自の概念にもとづく出自の直接的累積的持続, 第2に、父の世代をおいやりそして代替する親子関係の世代の弁証法的持続である。これは、個人的親類と家的親類の時間的分析にとって示唆的である。Fortes M., The Web of Kinship among the Tallensi, 1949, Oxford U.P., p. 135

- 16) 家族の動態分析に関してはつぎの文献を参照。光吉利之「家族：動態分析の一視角」『関西学院大学社会学部紀要』第6号, 1963年, 21—30頁
- 17) 石原邦雄「農村直系家族の世代交替における世帯主権限の移行」『社会学評論』第17巻第3号, 1967年, 2—16頁
- 18) ここで分析する株はH株に中心をおいている。それは、親類の分析がH株のケース・スタディであり、それと関連づけるためである。
- 19) 綾部市十倉でも大株と大株の下位単位としての株が重層している形態を示している。丸木恵祐・鈴木俊道「株と村——京都府綾部市十倉の場合」『金城学院大学論集』第62号, 昭和50年, 53—85頁
- 20) 葬列の役割に関しては、26家の昭和36年の香典帳には、つぎの役割がみられる。大明松(松明のこと)、四幡, 作花, 生花, 盛物, 杖笠, 大塔婆, 灯笼, 四華, 供膳, 茶, 位牌, 本役, 天蓋である。主に、コイシン(近親), 2升カブ, 株がこれらの役割をもつが、2升カブの数が少ない場合には、1升カブも役割を付与される。(注26参照)
- 21) Firth R., Hubert G., & Forge A., Families and Their Relatives, 1969, R.K.P., pp. 154—155
- 22) 京都府加佐郡二俣の場合には、認知された親類関係は189.6人, 指名された親類は, 120.6である。光吉利之, 前掲書, 1966年, 63頁, 新潟県新井市平丸では、認知された親類の平均は76人である。佐藤政雄「山村社会における親族組織の一考察」『新潟大学教育学部高田分校研究紀要』第12号, 1968年, 61—63頁
- 23) Murdock G.P., Cognatic Forms of Social Organization, In Social Structure in Southeast Asia, Murdock G.P.(ed.) 1960, Quadrangle Books p. 5
- 24) Firth R., op. cit., 1969, pp. 154—155
- 25) 親類の時系列的分析はつぎのような手続で行った。資料として、昭和8年の結婚祝儀帳, 昭和9年の蚕室建築控, 昭和12年の先妻の香典帳, 昭和15年の再婚の祝儀帳, 昭和18年の2男の出生祝帳, 昭和24年の父の香典帳, 昭和36年の母の香典帳を使用した。そして、これらの帳面を時系列の順序に配置して、そこに記載されている親族成員との関係と付合状況をインフォーマントに聞きとるという方法を採用した。なお調査時期は、昭和49年4月8日—11日である。
- 26) 2升カブと1升カブの役割りのちがいは、たとえば、人間の死に関係する儀礼において、つぎのように現われる。2升カブは、①葬式当日, ②御見舞, ③忌明け, ④逮夜, ⑤初盆・施餓鬼の全部に出席する。他方、1升カブは、①と③に出席するだけである。つぎに、葬列の役割に関して、26の家における昭和36年の事例をみれば、コイシンが6人, 2升カブが6人, 1升カブが2人になっており、コイシン

と2升カブが中心的役割をもち、1升カブの2人は四幡の役割を遂行している。(注20参照)

- 27) コイシンの創出の事例は37, 43, 51, Eであるが、その関係の創出はエゴの世代である。コイシン・2升カブ→2升カブの事例は1, 16, 18, A, Dであるが、親類関係の開始時期は1代上の世代である。2升カブ→1升カブの事例は、45, Cであるが、その開始時期は、45が祖父の世代、Cが母方の祖父の代であり2代上の世代である。1升カブ→村づきあいの事例は21, 27, 34, 46, 49であるが、その開始時期は21, 27が祖父方の母の世代であり、3代上の世代である。また、34, 46, 49は「マワリシンルイ」であり、「マワリシンルイ」は1升カブで付合を開始するが、一世代限りであるという結果になっている。
- 28) 丹波における親族組織の研究には、つぎのような報告がある。余田博通・光吉利之「講当・株講・親方子方—京都府加佐郡大江町調査報告其一一」『関西学院大学社会学部紀要』第8号, 1964年, 1—12頁, 余田博通「明治期における村落構造の研究」『関西学院大学共同研究紀要Ⅰ・明治研究』昭和42年, 87—96頁, 同「株講の成立と変遷—近畿北部の同族に関する試論—」『村落社会研究』第6集, 塙書房,

1970年, 7—35頁, 松本通晴「同姓集団・同族の集団的特質及び機能」吉川秀造編『近畿郷土村落の研究』昭和39年, 260—283頁, 同「丹波山村の同族組織と村落構造」同志社大学人文科学研究部編『林業村落の史的研究』ミネルヴァ書房, 昭和42年, 484—533頁, 同「丹波の株」『ソシオロジ』第64号, 1975年, 92—103頁, 竹田聰「村落を構成する同族祭団—丹波国於与岐村の株と株講—」『史林』第36巻第3号, 1953年, 228—257頁, 増田光吉「丹波農村に於ける同族団の考察」『甲南大学文学会論集』3, 1956年, 21—44頁, また, 株の成立に関する研究にはつぎの文献がある。木下礼次「近世百姓株の成立と展開—京都府綾部市十倉町の場合」『社会経済史学』第29巻第4号, 昭和39年, 88—112頁

〔付記〕本稿は、余田博通教授「近畿北部における社会構造の変貌過程に関する実証的研究」(1971年文部省科学研究費)による調査資料にもとづいている。また、「親類の機能分析」に関しては、第13回日本民族学会大会(1974年, 関西学院大学)において、「丹波—村落における親類」と題して報告した。最後に、調査にあたってひとかならず御協力いただいた黒谷の方々に心より感謝いたします。